

近江八幡市指定ごみ袋 販売登録店募集案内

近江八幡市では、平成24年4月から、指定ごみ袋制を導入しています。これに伴い、指定ごみ袋を販売する「指定ごみ袋販売登録店」（以下「登録店」という。）を募集しています。

1. 指定ごみ袋販売登録店の役割

指定ごみ袋は、条例に規定する「廃棄物処理手数料」です。登録店として、登録することにより、市に代わり指定ごみ袋を市民の方に交付（販売）し、手数料（代金）を徴収していただきます。

登録店は、公金徴収事務受託者として、名称、所在地等を告示し、ホームページや市広報紙などに掲載し公表します。

2. 指定ごみ袋販売登録店の業務概要

登録店には、指定ごみ袋の販売をしていただきます。

【主な業務】

- ① 指定ごみ袋の市民への交付（販売）
- ② 廃棄物処理手数料（指定ごみ袋販売代金）の徴収及び収納
- ③ 指定ごみ袋の発注、受取、確認及び保管

3. 指定ごみ袋の種類、販売価格及び取扱手数料（平成27年7月1日改定）

指定ごみ袋の種類	販売形態	販売価格	注文単位	価格	取扱手数料	登録店への販売額
燃えるごみ指定袋(大)	1冊	1冊	1箱	1箱	1箱	1箱
	(30枚入)	250円	(20冊)	5,000円	800円	4,200円
燃えるごみ指定袋(小)	1冊	1冊	1箱	1箱	1箱	1箱
	(30枚入)	150円	(20冊)	3,000円	800円	2,200円
燃えないごみ指定袋	1冊	1冊	1箱	1箱	1箱	1箱
	(10枚入)	130円	(50冊)	6,500円	2,000円	4,500円

4. 指定ごみ袋販売にあたっての注意事項

- (1) 指定ごみ袋の販売は、商品の販売ではありません。指定ごみ袋の価格は条例で定める「廃棄物処理手数料」です。販売登録店が値引き販売や景品として無料配布等を行うことはできません。また、自店で使用する等目的外に使用することもできません。（行った場合は、販売店としての登録の取消対象となります。）
- (2) 販売にあたっては、1冊（燃えるごみ指定袋の場合は30枚、燃えない指定袋の場合は10枚）単位とし、ばら売りは認められません。
- (3) 指定ごみ袋の販売価格には、消費税が含まれています。別途消費税を収納することはできません。
- (4) 全種類（燃えるごみ指定袋（大）、燃えるごみ指定袋（小）、燃えないごみ指定袋）を取り扱ってください。
- (5) 紛失、在庫管理の不備等による破損、万引きなどによる損害の場合、その指定ごみ袋代金は、登録店が負担することになります。

- (6) スーパー等のチェーンストア、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン及び市内に複数の店舗を有する業務形態であっても、店舗ごとに申込みが必要です。
- (7) 登録店の実質の収入は、指定ごみ袋の売却益ではなく、市から支払われる指定ごみ袋取扱手数料の額となります。
- (8) 指定ごみ袋の販売価格（平成27年7月1日改定）は、間違いがないよう注意してください。間違えて販売した場合、その差額は、登録店が負担することになります。
- (9) 商店、オフィス、飲食店等から出る「事業系ごみ」は地域のごみステーションには出せませんので、事業所への指定ごみ袋の販売はできません。
- (10) 登録店は、市から受け取った指定ごみ袋を返却することはできません。

5. 指定ごみ袋取扱いの流れ

(1) 指定ごみ袋の受取

各登録店は、市役所環境課に指定ごみ袋を現金と引き換えに直接受取に来てください。なお、登録店の事務手続上、現金による支払が困難な場合は、受取時に納入通知書を発行しますので、期日内に納入してください。（納入通知書の発行を希望される場合は、あらかじめ市役所環境課に連絡のうえ受取に来てください。）

- ①受取数 1箱単位
(燃えるごみ(大)(小): 20冊、燃えないごみ: 50冊)
- ②受取日 土・日曜日、祝日、年末年始などの市役所閉庁日を除く日とします。
- ③受取時間 午前9時から午後5時まで

(2) 販売・在庫管理

各登録店は、指定ごみ袋を市民に販売してください。在庫管理を適正に行うとともに、市が立ち入り調査や在庫調査を行う場合は、対応してください。

(3) 取扱手数料の支払

市が登録店に支払う取扱手数料は、各種類1冊につき40円とします。

取扱手数料は、登録店が指定ごみ袋代金を市に支払う際に市民への販売価格から取扱手数料の額を差し引くことにより支払うこととします。

【例】燃えるごみ指定ごみ袋(大)1箱(20冊(600枚)入り5,000円分)
を購入した場合の支払額

取扱手数料	20冊×40円/冊=800円
市への納入額	5,000円(市民への販売額)−800円(取扱手数料) =4,200円

6. 募集対象

(1) 小売店

店舗を有する事業者で、今後1年以上継続して事業を営む見込みがある者。

(2) その他

市内の自治会、区等の住民自治組織。この場合、店舗形態は要しません。

7. 申込資格

登録店申請ができる方は、下記のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 指定ごみ袋の発注、保管及び交付等が適正に行うことができること。
- (2) 市が実施する指定ごみ袋に関する施策に協力すること。
- (3) 反社会的行為により市民生活の安全と平穏を脅かす暴力団等でないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。

8. 申込方法

以下の書類を添えて、市役所環境課窓口へ提出してください。スーパー、コンビニエンスストア等複数の店舗を有する事業者は、店舗毎に申請をしていただく必要があります。

- (1) 「近江八幡市指定ごみ袋販売登録店登録申請書」
 - ・販売店名、販売店の住所、販売店の代表者氏名、業種（業務内容）、電話番号／FAX番号、営業時間、休業日、販売開始予定日を記載してください。
 - ・複数の店舗を有する場合、申請者となるのは本店・本社又は各店舗のどちらでも結構です。

- (2) 直近の納税証明書
(市税に滞納がないことの証明、市内の自治会等住民自治組織の場合は除く。) 1枚
 - ・市内の店舗で登録を受ける方は、別紙「近江八幡市指定ごみ袋販売登録店登録申請に係る証明書」に住所又は所在地及び氏名又は商号を記載し、近江八幡市役所収納・債権対策課窓口又は安土町総合支所住民課窓口を持参し、証明の発行を申請してください。(記載例を参考にしてください。日付は記入しないで持参してください。) ※手数料が必要です。
 - ・市外の店舗については、所管の市役所や役場で課税のある市町税についての納税証明書を取得してください。 ※手数料が必要です。

- (3) 店舗等の所在地の地図
(自治会等住民自治組織の場合は、指定ごみ袋の保管場所の地図。) 1枚
 - ・店舗の位置が確認できる位置図を添付してください。

- (4) 店舗外観の写真 (自治会等住民自治組織の場合は除く。) 1枚
 - ・店舗を外から写した写真を添付してください。

- (5) 誓約書 1枚
 - ・別紙「誓約書」の内容を確認し、「近江八幡市指定ごみ袋販売登録店登録申請書」の申請者と同一の住所、事業所名、代表者名で記名・押印ください。

※申請書提出場所 (郵送可)

申請場所	住所	連絡先
近江八幡市役所 市民部 環境課	〒523-8501 近江八幡市桜宮町236	(0748) 36-5509

9. 指定ごみ袋販売事務委託契約の締結

登録店として登録する旨の通知を受けた方は、市財務規則の規定により市と「近江八幡市指定ごみ袋販売事務委託契約書」を締結する必要があります。この契約を交わすことにより初めて指定ごみ袋の販売（廃棄物処理手数料の徴収）ができるようになります。

10. 販売登録店としての登録事項（申請内容）に変更が生じた場合

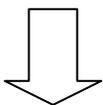
店舗の移転、登録店名の変更など、登録店の登録（申請）事項（登録店名、登録店の住所、登録店の代表者氏名、業種（業務内容）、電話番号／FAX番号）に変更が生じた場合は、「近江八幡市指定ごみ袋販売登録店変更届」（様式第4号）を提出してください。

11. 販売登録店としての登録を取り消したい場合

「店舗を閉鎖する」、「指定ごみ袋の販売を止める」などの理由により、登録店としての登録を取消し、指定ごみ袋の販売を中止しようとする場合は、60日前までに「近江八幡市指定ごみ袋販売登録店廃止届」（様式第5号）を提出してください。

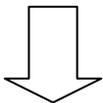
12. 販売登録店となるまでの手順

①指定ごみ袋販売店の登録申請



「近江八幡市指定ごみ袋販売登録店登録申請書」（様式第1号）及び添付書類を市役所環境課に提出する。

②販売店として登録



申請内容等を審査の結果、登録する販売店に対して、市から「近江八幡市指定ごみ袋販売登録店登録通知書」を交付する。

③指定ごみ袋販売事務委託契約書の締結

市と登録店で「近江八幡市指定ごみ袋販売事務委託契約書」を締結する。

***** 問い合わせ先 / 提出先 *****

近江八幡市 市民部 環境課 廃棄物対策グループ

住 所：〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

TEL：36-5509（直通）